

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 27 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 中 家 華 江  
 同 加 藤 元 弥  
 同 青 山 圭 一

1 措置の対象となった監査の結果

令和 6 年 7 月 9 日神奈川県監査委員公表第 9 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 7 か所に係る 10 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所	令和 6 年 3 月 26 日（令和 6 年 2 月 19 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和 5 年度神奈川県道徳教育研修会に係る講師への謝礼金 2 件、60,000 円について、履行確認が業務終了後 3 月を超えて遅れていた。	不適切事項については、研修会を開催した管内市町の教育委員会等の報告書の提出が遅れたことに伴い、履行確認が遅れたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、管内市町の計画段階から進行管理表にし、実施日の管理、研修会開催前報告及び実施後の報告書の提出、講師への謝礼金手続の進行状況の確認を行う。 また、所内において進行管理表を複数の職員で状況の確認を行うとともに、管内市町の教育委員会等を対象とした提出書類の手引を別途作成、周知することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立川崎北高等学校	令和 6 年 3 月 11 日（令和 6 年 1 月 18 日職	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県立川崎北高等学校機械警備業務	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則運用通知

	員調査)	委託契約（契約総額1,574,532円、契約期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所属として同運用通知等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立七里ガ浜高等学校	令和6年3月18日（令和5年12月8日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、防災倉庫1基の購入代449,075円の支払に当たり、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。	不適切事項については、防災用備品の整備は私費ではなく公費で負担すべきであるという認識が不十分であったことに加え、職員相互のチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、公費・私費の負担区分に係る運用基準を関係職員に周知し、複数の職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立厚木東高等学校	令和6年2月26日（令和5年12月1日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和5年10月分の上下水道料金2件、300,049円について、納期限までに支払を行っていなかった。 2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架されているものがあつた。これにより、令和5年度の共架電線等に係る使用料7件、9,240円が徴収不足であつた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和6年4月1日に使用許可を行い、徴収不足分につ

			<p>いては、令和6年4月10日及び令和6年4月15日に収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、管理する財産の現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立厚木商業高等学校	令和6年3月28日（令和5年12月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯3基が共架されているものがあつた。</p> <p>2 物品管理事務において、スクワットラック1台ほか4点（価格計973,350円）について、不用決定を行わないまま処分していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和6年1月11日に使用許可を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、管理する財産の現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 物品管理事務については、担当者が神奈川県財務規則に定める物品の処分に係る手続を十分に理解していなかったことによるものである。また、所属としてもチェック機能も働いていなかった。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和6年4月4日（令和6年1月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、領収した現金について、神奈川県財務規則で定める当日の最終領収書原符裏面に集計金額を記載すべきところ、令和5年8月23日領収分については、400円過少に記載しており、令和6年1月5日及び同月9日領収分については、集計金額（2件、9,600円）を記載していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、担当者の確認不足及び出納員への引継ぎ体制の不備により当日の最終領収書原符への記入を誤ったものであり、指摘後に集計金額を修正した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、現金領収をした当日に集計金額を記載し、出納</p>

		<p>2 契約事務において、「ライフコネクション」授業に係る講師への謝礼金1件、121,980円について、履行確認が業務実施日から3月を超えて遅れていた。</p>	<p>員が確認することを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、前任事務担当者との引継ぎが十分に行われなかったことにより執行が遅れたものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、学校行事の進捗確認や予算執行の進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県立寒川高等学校</p>	<p>令和6年3月18日（令和6年1月9日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、令和5年4月分上下水道料金の立替収入1件、1,845円について、収入調定後、速やかに納入通知書を発行すべきところ、発行が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、担当者が処理を失念していたこと及び所属としての進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による納入通知書発行の確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>